

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

安定した所得保障制度の確立

社会保険庁

テレビ・デカ・ニコはテレビ、電話、電灯、ガス、水道
そして、国民年金のこと、どれも、明るい社会の基本だと思おう。
特に一人一人を支える国民年金は、大人の証明
老後のこと、方がの給のこと、これからの自分の権利を守るためにも
保険料の納付は確実な方がいいと思おう。だから
わたしは、口座振替にしてみました。



ヤマセ、テ・デ・デ・ガ・ス・ニコは
口座振替。

納めていますか、国民年金の保険料。
納付には口座振替が便利で確実です。
国民年金 (国民年金のお問い合わせは、
市区町村の担当窓口へ)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第1節 高齢社会を支える公的年金制度

1 公的年金の果たしている役割

社会保障制度としての公的年金は、今日、高齢者のいる世帯の96%が年金を受給し、高齢者世帯の所得に占める年金のウエイトも5割を超えていることなどに象徴されるように、名実ともに国民の老後生活の基盤として大きな役割を果たしている。年金政策の最大の目標の一つは、65歳以上の高齢者が総人口の4分の1を超える21世紀の超高齢社会においても、このような年金の役割が十分に発揮できるようにすることである。

公的年金が、私的に老後に備える貯蓄等と最も大きく異なる点は、物価上昇や生活水準の向上などの社会経済変動が生じた場合、その実質価値を維持するように自動的に年金額の改定が行われることにある。これは、公的年金が基本的には、現在の高齢者の年金支払に必要な財源を現役の保険料負担により賄う仕組みをとっていることにより初めて可能となるものである。このことは、現役世代が産み出した生産物を高齢者を含めた国民全体で分かち合うことが公的年金の機能であることを意味している。これはかつて家族内で年老いた親の扶養を子が行っていた仕組みを社会全体に押し広げたものであり、年金が「世代間扶養」であると言われるゆえんである。

したがって、現役世代の保険料の拠出は、自分自身の受給する年金原資そのものの積立てでなく、自分が老後に受給する年金の権利の積立てである。「世代間扶養」という言葉のイメージは、ともすれば若い人の保険料が高齢者の年金支払いに充てられるということのみが焦点になりがちであるが、若い人自身も自らの老後のためにその権利の積立てを行っているという点に留意する必要がある。積み立てた権利は、さらにその後の世代の人々によって保障されることになるのだが、自らの老後保障を十全なものとするためには、十分な権利の積立てが必要であることは言うまでもない。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第1節 高齢社会を支える公的年金制度

2 年金問題とその解決のための取組み

公的年金は、その時々々の現役世代が産み出したものを現役と高齢者とで分かち合う仕組みであり、支払不能などという事態(年金崩壊)は生じようがない。しかしながら、その運営が長期間にわたって円滑に行われるためには、将来の現役世代の負担が過重なものにならないようにするなど、世代間の給付と負担の仕組みが均衡のとれたものであることが必要となってくる。このため、年金の保険料は、将来に向かって段階的に引き上げることとしている。さらに、少なくとも5年ごとに年金財政の将来見通しを見直すこと(財政再計算)により定期点検を行い、必要な調整を実施しているが、その際に併せて、公的年金がその時々々の経済社会において所得保障として必要な役割を果たせるように制度の見直しが行われてきている。

昭和36年に国民年金が発足し、国民皆年金体制が整備されたが、昭和30年代は、厚生年金や共済年金を含めてさまざまな沿革を持つ公的年金制度を社会保障制度として再編成することに重点が置かれた時期であった。昭和40年代には、年金額の充実に意が注がれるとともに、昭和48年の年金改正では、財政再計算時に現役の賃金の上昇に応じた年金額の改定を行う仕組み(再評価)が厚生年金に導入され、現役の賃金の一定割合(6割程度)を年金水準の基準とする考え方が確立された。また、毎年の物価上昇に基づいて年金額を改定する仕組み(物価スライド)も導入された。以後、公的年金の課題は、加入期間が長くなり年金額が増大する傾向の中で、どのようにして現役の賃金と比較した年金額を適正なものとし、将来の現役世代の保険料負担を過重なものとしないようにするかに変わっていった。昭和60年改正では、基礎年金の導入により、就業構造の変化に伴う年金制度ごとの現役と高齢者の比率の不均衡を是正するとともに、20年かけて年金水準を適正化し、加入期間が伸びても年金額が過大とならず、将来の保険料負担も抑制できるよう必要な改正を行った。

年金相談体制の充実

公的年金は、国民の老後生活等を支える支柱として、国民生活の安定に大きな役割を果たしている。社会保険庁では、全国約300か所の社会保険事務所や社会保険業務センター中央年金相談室等において、老後生活等の生活設計に資するよう、公的年金についてのさまざまな相談に応じている。この年金相談は、社会保険オンラインシステムを用い、年金加入者一人一人の具体的な記録に基づき、きめ細かく、迅速に行われている。

近年、高齢化の進展等に伴い、相談量が増大するとともに、その内容も多様なものになっている。特に来訪相談の多い都市部においては、年金相談を専門的に取り扱う「年金相談サービスセンター」をターミナル駅に近い便利な場所に平成3年度から整備しており、平成5年度までに全国で27か所設置した。

また、定型的・基本的な年金相談について、電話により自動的に回答する「年金電話番」の整備を順次進めてきたが、平成5年10月の北海道圏及び東北圏でのサービス開始によって、全国すべての地域で利用できることとなった。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第1節 高齢社会を支える公的年金制度

3 年金改正の課題と検討状況

次期年金改正は、平成6年に実施される財政再計算と併せて行われることが予定されている。制度改正のあり方については、年金審議会において検討が進められ、平成5年10月に意見書が取りまとめられたところであるが、その中でも指摘されたとおり、課題となるのは、1)本格的な高齢社会にふさわしい年金制度をどのように確立するか、2)年金受給世代と現役世代の給付と負担の均衡をどのように確保していくか、及び3)公的年金の一元化にどのように対応していくかということである。

(1) 本格的な高齢社会にふさわしい年金制度をどのように確立するか

21世紀は65歳以上の高齢者が総人口の4分の1を超える超高齢社会であるが、同時に社会の支え手である生産年齢層の人口が減少していく社会でもある。現在の我が国の進学状況や企業の定年を考えれば、およそ20歳から59歳までの者が生産年齢層を形成していると考えられる。この年齢層は今世紀中は総人口の55%程度に維持されるものの、21世紀初頭にはいわゆる団塊の世代が65歳以上に達することに伴い急速に減少し、総人口の2分の1を割り込むものと見込まれている。したがって、この頃までに、現在のように60歳を過ぎれば大部分が引退することを前提としている経済社会の仕組みを、65歳までは現役で活躍できるものに改めていくことが必要となってくる。このことは我が国の国民生活を豊かなものとし、経済活力を維持していく上で必要不可欠なものであり、年金制度もこれに対応した仕組みに改めていかねばならない。

具体的には、現在60歳から支給されている厚生年金の老齢年金を原則として65歳から支給するものに改めるとともに、60歳から64歳までの間については高齢者雇用政策と密接に連携し、かつ、個々人のニーズに適合した弾力的な年金支給の仕組みを講じることが要請されてくる。この問題は併せて、賃金がアップしてもその分年金が支給停止されるため手取り収入がほとんど増加しない現行の在職老齢年金の仕組みを改めるとともに、再就業のため求職活動を行い、雇用保険の失業給付を受けている者に対してもこれを「引退」とみなして老齢年金を支給している現行の仕組みを改めるなど、高齢者雇用と年金全般にわたる広がりを持っている。

(2) 年金受給世代と現役世代の給付と負担の均衡をどのように確保していくか

平成元年の財政再計算時には、5年ごとに厚生年金の保険料率を2.2%ずつ引き上げ、厚生年金の老齢年金の支給開始年齢を段階的に60歳から65歳に引き上げていった場合、最終的な保険料率は26.1%に抑制できるが、60歳支給の場合には同じ保険料率の引上げスケジュールでは31.5%にも達するものと見込まれていた。これに対し、その後の人口高齢化等を踏まえて、厚生省年金局が平成5年に新人口推計等に基づく暫定試算を行ったところ、最終的な保険料率は平成元年時に比べておおよそ1割程度のアップが見込まれることとなった。

この中で、年金受給世代と現役世代のバランスをどのように確保していくかという点が大きな課題として要請されている。

この場合、年金額の改定については、現行のように現役の賃金がアップするのと同率で行われるような仕組みは世代間の均衡という観点からは適切ではないという指摘も強い。現役は賃金がアップしても、税や社会保険料の負担が増大すれば、税・社会保険料を差し引いたいわばネットの所得の伸びは、税、社会保険料負担控除前の所得の伸びに比べれば小さなものとなる。高齢化の進展に伴い、現役世代の税・社会保険料の負担は今後ますます増大していく見込みであり、世代間の均衡を図りながら、年金額の実質価値を維持する仕組みとしては、年金額の改定率を現役のネット所得の上昇率に合わせるよう改めることが適当である。

また、従来保険料賦課の対象となっていなかった一時金(ボーナス)からも保険料を徴収することや、前回財政再計算で5年ごとに2.2%ずつ引き上げるとされた保険料率の引上げ幅を見直すこと、前述の支給開始年齢の見直しや失業給付と年金の支給調整など、さまざまな手法を適切に組み合わせながら現役世代の負担を抑制することが必要となっている。

(3) 公的年金の一元化にどのように対応していくか

我が国の公的年金制度では適用される職域や沿革を異にするいくつかの制度が並行して発展してきた。このため、これらの年金制度の中には、長期間にわたる社会経済変動下で新規加入者が減少する一方、受給者は依然多いことから財政運営が不安定なものとなっているものも生じている。このような制度では個々の加入者の負担する保険料も他制度に比べて重いものになるなど、制度間の負担に不均衡が生じている。

公的年金の一元化は、このような状況に対応して各制度を通じて長期的に安定した財政運営を図り、給付と負担の両面における公平を期すことを目的とするものである。これまで、全国民共通の基礎年金を導入し、いわゆる1階部分の共通化を図るとともに、2階部分に当たる厚生年金等の被用者年金についても年金額計算式の統一を図った(昭和60年改正)。また、各制度の共通給付部分につき費用負担の調整を行う被用者年金制度間調整事業も実施され(平成2年度)、急激な加入者減を余儀なくされたJR共済やJT共済の支払いが確保されるなど、公的年金の一元化に向けた取組みが着々と進められている。昭和59年の閣議決定で平成7年を目途に一元化を完了することとしており、これに向けて各制度を通じた審議の場を設け、検討を進めることとしている。

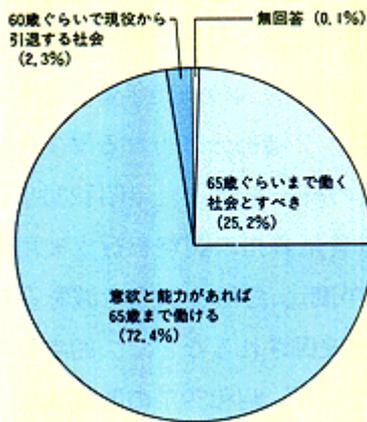
これら次期年金改正に関する検討は平成4年6月から年金審議会において開始され、平成5年10月に意見書として取りまとめられた。この意見書を取りまとめる過程で、平成5年3月には「新人口推計等に基づく年金財政の暫定試算」を公表するとともに、国民各界各層2,000名を対象とする「年金改革に関する有識者調査」を実施し、また、審議会意見書公表後も全国8ブロックで「年金改革に関するシンポジウム」を開催し、公的年金制度の現状と課題をめぐる国民的合意形成に努めてきた。

年金改革に関する有識者調査

厚生省は平成5年3月に「年金改革に関する有識者調査」を実施した。この調査は来るべき21世紀の高齢社会に向けて、健全で安定した年金制度の確立を図るため、年金制度の改正について各界有識者の意見を伺い、年金審議会等における検討の参考に資するとともに、国民年金及び厚生年金を中心とする公的年金制度の現状と課題について国民の理解を求めることを目的としたものである。調査対象者は、学識者、報道・評論、経済界、労働関係、農林水産・自営業者団体、婦人、青年、年金実務、行政機関の各分野で活躍している2,000名であり、質問項目は「年金と雇用」「給付と負担」など年金制度改正の主要テーマに及んでいる。回答率は71.5%と公的年金制度に対する各界・各層の高い関心がうかがえた。

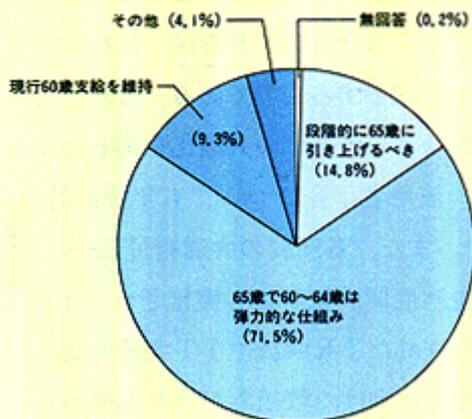
【60歳台前半期における就労のあり方】

【60歳台前半期における就労のあり方】



【厚生年金の支給開始年齢についての考え方】

【厚生年金の支給開始年齢についての考え方】



このような経過を経て、平成6年3月には年金審議会等の答申を踏まえ、60歳台前半の厚生年金のあり方を見直すこと等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」を第129回国会に提出した。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第1節 高齢社会を支える公的年金制度

4 年金積立金の役割

公的年金制度においては、後世代の保険料負担の急激な増大を緩和するために、年金原資の積立てが行われており、厚生年金保険及び国民年金の積立金総額は、平成4年度末において約96兆円に上っている。

これらの積立金は国の資金運用部に預託され、財政投融资の原資として社会資本の整備、産業の振興等に寄与している。また、積立金の一部は、還元融資として、年金福祉事業団等を通じ、厚生年金保険及び国民年金の被保険者・受給者の生活向上や福祉の増進に直接役立つよう年金住宅貸付、大規模年金保養基地の整備等に利用されている。

そのほか、年金福祉事業団においては、還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための財源確保を目的に、資金確保事業が実施されている。また、積立金の運用収益を増大させ、将来の保険料負担の急激な上昇を緩和するため、年金財源強化事業が実施されている。これらの年金福祉事業団による資金運用の規模は、着実に拡大しており、同時に、金融の自由化、国際化等資金運用をとりまく環境も大きく変化してきている。今後ともこうした変化に適切に対処し、中長期的な視点に立ったより安全かつ効率的な年金資金の運用を図っていく必要がある。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第2節 発展する企業年金制度・国民年金基金制度

老後の所得保障については、公的年金を主柱としつつ、多様化するニーズに応える自助努力の手段として、サラリーマンを対象とする厚生年金基金、自営業者を対象とする国民年金基金等の果たす役割がますます重要になっている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第2節 発展する企業年金制度・国民年金基金制度

1 企業年金

企業年金には、大別して、企業とは独立した特別の法人で運営する厚生年金基金と退職金の社外積立のうち一定の要件を満たす税制適格退職年金とがある。

厚生年金基金は、給付が終身であること、法定の努力目標水準があること等年金としての実質が確保された制度であることから、企業年金の中核として着実に発展してきており、平成5年12月現在で基金数1,802、加入員数約1,200万人を数え、厚生年金被保険者の約4割近くをカバーするに至っている。

一方、税制適格退職年金は一時金支給が選択されるケースが多い等の問題があるものの、独自の発展を見せている。特に、平成5年度税制改正において、年金としての実質を備えた一定の税制適格退職年金について、厚生年金基金に準ずる税制上の優遇措置を講ずることとされたところであり、今後、厚生年金基金の代替・補完的な役割を果たしていくことが期待されている。

今後とも、厚生年金基金を中心とした企業年金が、中小企業を含めた広い範囲の企業に普及するよう努めるとともに、特に、厚生年金における60歳台前半期の年金の見直しに対応して、これら企業年金においても、給付設計の弾力化等所要の見直しに取り組んでいくこととしている。

なお、厚生年金基金の資産運用については、従来からの信託会社、生命保険会社による運用に加え、平成2年4月から、一定の要件に適合する旨の厚生大臣の認定を受けた基金には投資顧問業者による運用が認められている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第2節 発展する企業年金制度・国民年金基金制度

2 国民年金基金

自営業者の多様な老後のニーズに応えるとともに、民間サラリーマンとの公平を図るために、平成元年の年金制度改正において、自営業者のための上乘せの公的な年金制度として国民年金基金制度が創設され、平成3年から実施されている。現在、地域型基金は既に全都道府県に設立されており、職能型基金は25基金を数え、加入員数は約62万人となっている(平成5年10月末現在)。

平成5年度で3年目を迎えた国民年金基金制度の最大の課題は、これまでの経験を生かして一層の加入促進を図ることにより、制度の裾野を広げ、その基盤を安定させることである。国民年金基金は企業年金と異なり、自営業者一人一人を対象とする制度であることから、国民年金基金制度の普及にあたっては積極的かつ効率的な周知・広報活動を推進していくことが不可欠である。

今後とも、国民年金基金制度が自営業者等のより豊かな老後生活の実現という機能を十分に果たしていけるよう、厚生省、国民年金基金連合会及び各基金が一体となって制度の一層の普及に努めることとしている。

国民年金基金の仕組み

国民年金基金は、自営業者の多様なニーズに対応できるよう、複数の給付の型が用意されており、自分の生活設計に合わせて下図の年金のタイプを選択して加入する仕組みとなっている。

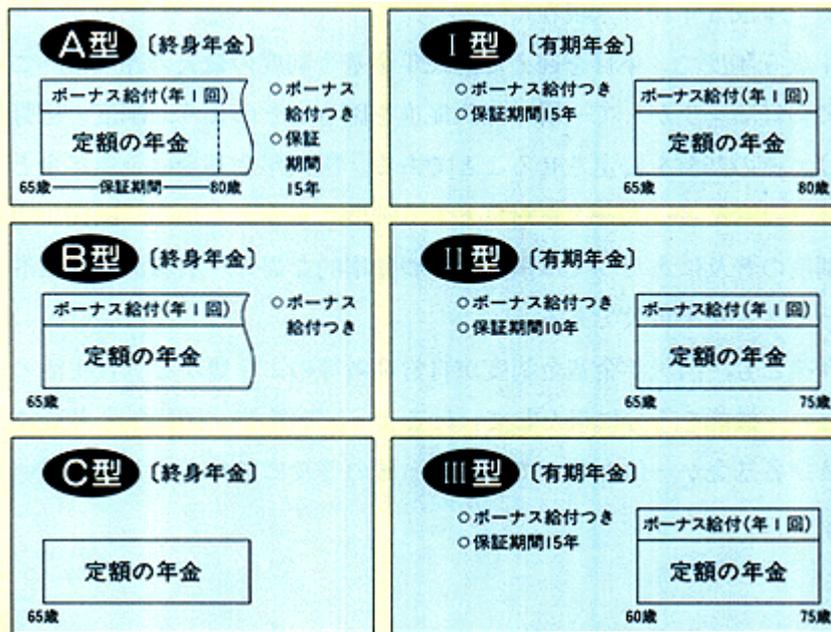
年金額は、口数制により加入者が自由に設計できるようになっており、

○1口目は、終身年金の3種類(A,B,C型)から選択(年金額=3万円)

○2口目からは、終身年金(A,B,C型)と有期年金(I,II,III型)の6種類から選択(1口あたりの年金額=1万円)

することとなっている。

また、掛金に対しては社会保険料控除が、年金給付に対しては公的年金等控除が適用されるなど、税法上の優遇措置も講じられている。



第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護その他の所得保障

1 生活保護制度

(1) 生活保護の現状

年金等の所得保障制度が充実した現在においても、生活保護制度は国民生活の最後のよりどころとして重要な役割を果たし続けており、我が国の社会保障の根幹をなしている。

平成4年度における生活保護の被保護人員数(1か月平均)は89万8,499人であり、保護率(人口1,000人に対する被保護人員数)は7.2%である。

生活保護制度において、衣食その他の日常生活の最低限度の生活水準を具体的に示す「生活保護基準」は、一般国民の消費水準の伸びを基礎として改定する水準均衡方式によって決定されている。

生活扶助基準額の推移

生活扶助基準額の推移

(各年度4月1日現在、月額)

実施年度	標準3人世帯・1級地—1	
	基準額	対前年度比
昭和59年度	120,866 円	— %
60	124,487	102.9
61	126,977	102.0
62	129,136	101.7
63	130,944	101.4
平成元	136,444	104.2
2	140,674	103.1
3	145,457	103.4
4	149,966	103.1
5	153,265	102.2

(2) 生活保護の課題

ア 地域の実情に即した実施

平成4年度の都道府県・政令指定都市の保護率の状況をみると、最高が京都市の21.6%、最低が愛知県の2.0%であり、保護率の地域的な差異が大きい。こうした保護率の地域差は、地域による産業構造の相違、高齢化の状況の差等幾つかの要因が複雑に関連しあった結果であると考えられる。このような現状に着目し、地域の実情に即した適正な制度の実施と被保護者世帯の自立支援方策を推進していくこととしている。

イ 収入・資産の的確な把握

生活保護を適用するに際しては、被保護者の収入や資産の状況等を的確に把握して受給要件を確認し、制度を適正に実施するよう努めることと併せて、不正受給者に対しては保護費の返還等の処分を行うなど、厳格に対処している。今後とも、真に生活に困窮する者に必要な保護が行われるよう、制度の適正な運用に組織的に取り組むこととしている。

ウ 処遇の充実

被保護者の処遇に際しては、個々のケースに応じたきめの細かい対応を行う必要がある。特に最近では、被保護世帯において、高齢者世帯等の自立の困難なケースの占める割合が増加していることから、老人福祉対策等の関連施策の十分な活用等による処遇の充実に努めることとしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第3章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護その他の所得保障

2 戦没者遺族等に対する給付

戦傷病者や戦没者遺族等に対しては,国家補償の精神に基づき,さまざまな援護が行われており,所得保障の面においても,「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により,障害年金,遺族年金等が支給されている。同法による年金等の支給対象は,主として旧陸海軍の軍属や準軍属であり,軍人については原則として「恩給法」で処遇されている。また,戦傷病者等の妻や戦没者等の父母,妻等の遺族に対しては,特別の慰籍や弔慰のために,各種の特別給付金や特別弔慰金が支給されている。
